

## 公益財団法人香川県下水道公社会計処理取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人香川県下水道公社財務規程（以下「財務規程」という。）第65条の規定に基づき、会計処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (準用規定)

第2条 財務規程に定めるもののほか、会計処理（固定資産会計並びに予算及び決算に係るものを除く。）に関する取扱いは、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の例により処理するものとする。

### (工事の契約に関する取扱い)

第3条 前条の規定にかかわらず、工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定するものをいう。）の契約に関する取扱いについては、別に定める。

### (特別の取扱い)

第4条 特別の事情によりこの要領により難しいと認められるときは、理事長の承認を受けて特別の取扱いをすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、令和6年1月1日から施行する。